# 平成21年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会		審議対象	審議報告書 掲載ページ	
第1分科会 ②堀切川一男委員 足立千佳子委員 成田由加里委員	第1回	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4	
		政策2(構成施策:4•5)	P. 5~7	
		政策3(構成施策:6•7)	P. 8~10	
	第2回	政策4(構成施策:8•9)	P. 11~13	
	第3回	政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17	
第2分科会  ②小 坂 健委員  折腹実己子委員  本 図 愛 実委員  安 藤 朝 夫委員  (政策9)	第1回	政策8(構成施策:18~23)	P. 18~24	
		政策9(構成施策:24)	P. 25~26	
	第2·3回	政策6(構成施策:13•14)	P. 27~29	
		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33	
		政策10(構成施策:25~26)	P. 34~36	
第3分科会 ②安藤朝夫委員 井上千弘委員 山本玲子委員	第1回	政策11(構成施策:27•28)	P. 37~39	
		政策12(構成施策:29)	P. 40~41	
	第2回	政策13(構成施策:30)	P. 42~43	
	第3回	政策14(構成施策:31~33)	P. 44~47	

<sup>※◎</sup>は分科会長

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策2の成果(進捗状況)については, 現在設定されている目標指標等「産学官連携数」のような支援件数, 相談件数ではなく, 実用化・事業化・製品化件数など成果を示すデータを踏まえて評価していく必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策2については、県民が分かるような成果を上げ、その成果を県民に示していくことが必要であると考える。
- ・構成施策3については、良い成果が出ているので、それを対象事業者のみでなく、広く県民に知らせるという意識が必要であると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・施策の成果については,現在設定されている目標指標等「産学官連携数」のような支援件数,相談件数ではなく,実用化・事業化・製品化件数など成果を示すデータを踏まえて評価していく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u> お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県民意識調査結果において「重視」の割合に比べて「満足」の割合が低いことについては、県民が分かるような成果を上げ、その成果を県民に示していくことが必要であると考える。

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 (概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 (概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

既ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・良い成果が出ているので、それを対象事業者のみでなく、広く県民に知らせるという意識が必要であると考える。

政策2 観光資源,知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 (概ね順調)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現 (概ね順調)

第1分科会

# 口県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

## 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策4については,県民意識調査結果の満足度において,「わからない」と回答した割合が45.0%と高い結果が出ていることについても,その課題等及び対応方針を示す必要があると考える。 また,当施策が掲げるサービス産業,情報産業,地域商業の全ての産業について課題等と対応方針を示す必要があると考える。
- ・構成施策5については、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の後の短期集中型観光キャンペーンについて、県民に分かりやすく説明、周知していくことも必要であると考える。

また,グリーンツーリズムの内容について,県民に分かりやすく説明,周知していくことも必要であると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・施策を構成する事業4「仙石線多賀城地区連続立体交差事業」及び事業5「市街地再開発事業」 について,事業実施により本施策にどのような成果があったかを示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・県民意識調査結果の満足度において、「わからない」と回答した割合が45.0%と高い結果が出ていることについて、その課題等及び対応方針を示す必要があると考える。
- ・施策4はサービス産業,情報産業,地域商業の3つの産業の振興が目的だと思うが,地域商業についての記載しかない。3つの産業ごとに課題と対応方針を整理し,県民に分かりやすく示す必要があると考える。

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 (概ね順調)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u> お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の後の短期集中型観光キャンペーンについて, 県民に分かりやすく説明, 周知していく必要があると考える。

・グリーンツーリズムの内容について,まだまだ県民への周知が不足していると思われることから,県民に分かりやすく説明,周知していく必要があると考える。

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

# □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策6については、「食」だけではなく、「林(木材)」についても差別化できる名称を付すなどして ブランド化を推進していくことも必要であると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県産木材の一層の認知度向上と利用促進を図るため、「食」だけではなく、「林(木材)」についても差別化できる名称を付すなどしてブランド化を推進していく必要があると考える。

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 (概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・課題等として、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動への更なる県民意識の浸透に向けて、生産者・事業者、消費者等の理解と意識の醸成を図る必要がある。」とあるが、対応方針にその具体的な記載がない。「地産地消や食育を通じた需要の創出」及び「食の安全安心の確保」という2つの切り口で課題等と対応方針を整理して、県民に分かりやすく示す必要があると考える。

|政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(概ね順調)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(順調)

第1分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策9については、目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、より適切に成果を表すデータや数値を示していく必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ·構成施策8については、課題等として整理した理由や状況等も含め、できるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。
- ・構成施策9については, 施策の目的や政策との関連が分かりにくいので, 「広域経済圏」の具体的な姿やアジアとの関わりを身近な事例を挙げ分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(概ね順調)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(順調)

第1分科会

口県の	評価「施策	の成果	(准據狀況)	」に対する判定	
		V / // / / /			_

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

·県内のグローバルビジネスの推進において企業ニーズの掘り起こしを重要視していること,外資系企業の立地促進において研究開発型企業の誘致に力を入れるその理由や立地につながりうる企業を増やしていくことの必要性など,課題等として整理した理由や状況等も含め,できるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(概ね順調)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

## 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

・目標指標等「宮城県の貿易額」からは施策の成果が分かりにくいので、より適切に成果を表すデータや数値を示していく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

## 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・施策の目的や政策との関連が分かりにくいので、「広域経済圏」の具体的な姿やアジアとの関わりを身近な事例を挙げ分かりやすく示す必要があると考える。

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策10については、目標指標等「産業人材育成プログラムの実施数」と施策との関連が分かりにくいので、産業人材育成プログラムの内容や指標としての意味を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。また、宮城県の主力産業である第三次産業に係る人材の育成・確保についても、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ·政策で取り組む内容として示されている,女性や高齢者の力がこれまで以上に発揮されるような人材育成等についても課題等を整理し,対応方針を示す必要があると考える。
- ・構成施策10については、性別、年齢、地域、産業等の切り口から課題等を整理し、できるだけ具体的に分かりやすく対応方針を示すとともに、世界同時不況を踏まえた課題等と対応方針についても示す必要があると考える。また、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。
- ・構成施策11については, 具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・目標指標等「産業人材育成プログラムの実施数」と施策との関連が分かりにくいので,産業人材育成プログラムの内容や指標としての意味を具体的に記載するなどし,施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。
- ·宮城県の主力産業である第三次産業に係る人材の育成·確保についても, 施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・課題等を性別,年齢,地域,産業等の切り口から整理し,できるだけ具体的に分かりやすく対応方針を示す必要があると考える。
- ・世界同時不況を踏まえた課題等と対応方針についても示す必要があると考える。
- ・県民意識調査結果の満足度において「分からない」と回答した割合が40.0%と高い結果が出ているため、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。
- ・エコファーマー農作物や特別栽培農産物に係る取組み自体は良いことであるので,消費者が店頭で一目で分かるようなマークを付すなどし,県民に普及・定着するよう工夫する必要があると考える。

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(概ね順調)

第1分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

・施策を構成する事業13「農林水産金融対策事業」については、活動指標や成果指標を記載するなどし、事業の状況や成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県民意識調査結果の満足度における「わからない」と回答した割合が42.0%と高い結果が出ている。対象が限定されている施策ではあるものの、施策としては良い取組みが行われているので、具体的な事例を用いて施策の成果を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(概ね順調)

第1分科会

口唱	の評価「	施策の	成里(	准 排 状	沿)山	- 취유	る判定
山水		ルビンベマノ	ツスへ	ルニック ひん	ルレノコト	ークリフ	OT!

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# 口県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

### 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は,妥当であると判断される。

- ・構成施策20については, 目標指標等として, 5年に1度しか実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが, 毎年度の進捗状況を数値で分かりやすく示していく必要があると考える。
- ·構成施策21については,介護サービス基盤整備の進捗状況についても,成果の判断材料として示す必要がある。また,特別養護老人ホームの入所待機者数の状況等を踏まえ,計画と現実とのかい離も考慮して評価する必要があると考える。
- ・構成施策22については、目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」と施策の成果との関連が分かりにくいので、成果の内容をできるだけ具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。
- ・構成施策23については, 施策の成果が記載内容からは分かりにくいので, 実際の取組みの状況を記載するなどして, 成果の内容をできるだけ具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。また, 図書資料貸出数という量的な情報のみだけでなく. 質的な情報も踏まえて評価を行っていく必要があると考える。

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」 は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策18については、早期の段階からのキャリア教育の推進についても記載する必要があると考える。
- ・構成施策19については、地域医療をめぐる状況や県の取組み状況等について、県民への広報・啓発活動を積極的に行い、県民の意識醸成や満足度の向上を図っていく必要があると考える。
- ・構成施策20については, 重点課題を整理し, むし歯や肥満などに重点的に取り組んでいくことも必要であると考える。また, がん検診など全国的にも先駆的な取組みがあるので, そうしたよい取組みや成果についても県民に周知していくことが必要であると考える。
- ・構成施策21については,特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた対策についても,課題等を整理し,対応方針を示す必要があると考える。また,介護サービスについては,基盤整備という量的な面からだけではなく.質的な充実についても課題等を整理し.対応方針を示す必要があると考える。
- ·構成施策23については, 本施策に対する県民の関心を高めるため, 広報を行っていくことも必要であると考える。

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定を</u>お願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ·就業機会や就業環境を創出するためには,小学校·中学校·高等学校の各段階で,自己肯定感 や働いて地域貢献をするという意識の育成も含め,キャリア教育の充実が重要である。早期の段階からのキャリア教育の推進についても,記載する必要があると考える。
- ・構成事業4「ものづくり人材育成のための専門学校・地域産業連携事業」について,人材育成は基本的で重要な事項であるため,厳しい財政状況の下縮小はするものの,成果が維持されるよう引き続き取り組んでいくという方針についても,記載する必要があると考える。

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・地域医療をめぐる状況や県の取組み状況等について,県民への広報・啓発活動を積極的に行い, 県民の意識醸成や満足度の向上を図っていく必要があると考える。

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「や や遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等として,5年に1度しか実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが,毎年度の進捗状況を数値で分かりやすく示していく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・重点課題を整理し、むし歯や肥満などに重点的に取り組んでいくことも必要であると考える。
- ·がん検診など全国的にも先駆的な取組みがあるので,そうしたよい取組みや成果についても県民に 周知していくことが必要であると考える。

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

·介護サービス基盤整備の進捗状況についても,施策の成果の判断材料として示す必要がある。また,特別養護老人ホームの入所待機者数の状況等を踏まえ,計画と現実とのかい離も考慮して評価する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

·特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた対策についても,課題等を整理し,対応方針を示す必要があると考える。

·介護サービスについては、基盤整備という量的な面からだけではなく、質的な充実についても課題等を整理し、対応方針を示す必要があると考える。

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」,「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」と施策の成果との関連が分かりにくいので,指標としての意味や実績値のとらえ方を具体的に記載するなどして,成果の内容をできるだけ具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・統廃合を行う事業が多いという状況の中で,事業構成を「現在のまま継続」するとした理由を明確に記載する必要があると考える。

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:やや遅れている)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(やや遅れている)

施策19 安心できる地域医療の充実(やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(やや遅れている)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・施策の成果が記載内容からは分かりにくいので、実際の取組みの状況を記載するなどして評価理由を具体的に分かりやすく記載する必要があると考える。
- ・図書資料貸出数という量的な情報のみだけでなく、質的な情報も踏まえて評価を行っていく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・本施策に対する県民の関心を高めるため、広報を行っていくことも必要であると考える。
- ·市町村を対象に行われている情報収集や啓発などの取組みについても, 具体的に記載する必要があると考える。

|政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

・政策の名称や記載されている政策の目的,取組みの状況からは具体的な政策の方向性が見えず,また,構成施策の目的と目標指標等や構成事業とが合っていない。各取組みの状況を具体的に記載するなどし,政策の目的や方向性,成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

# □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本政策を推進するためには、まちづくりの主体である市町村への支援が必要であり、支援に当たっては、県として方向性を明確に示すことが重要である。また、目的達成のための手段を適切に設定するためには、政策目的を明確にすることが必要である。そのためには、県として、何をもって「機能的」とするのか、どのような姿をめざすのかについて、各分野の担当の枠を越え、十分に議論を深めていく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (概ね順調)

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

·施策の名称や記載されている施策の目的,構成事業の状況からは具体的な施策の方向性が見えず,また,施策の目的と目標指標等や構成事業とが合っていない。マスタープランの策定は,本施策を方向付ける重要な役割を担うものと考えるが,そうした策定状況をはじめ,各取組みの状況を具体的に記載するなどし,施策の目的や方向性,成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・本施策を推進するためには、まちづくりの主体である市町村への支援が必要であり、支援に当たっては、県として方向性を明確に示すことが重要である。また、目的達成のための手段、すなわち構成事業を適切に設定するためには、施策目的を明確にすることが必要である。そのためには、県として、何をもって「機能的」とするのか、どのような姿をめざすのかについて、各分野の担当の枠を越え、十分に議論を深めていく必要があると考える。

|政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「や や遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策13については、目標指標等である「合計特殊出生率」の目標値と全国平均とのかい離の状況や、「従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数」の対象事業者全体に占める割合、「育児休業取得率(女性)」の実績値に係る明確な分析、取組みの具体的な成果等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。

・構成施策14については、「宮城県協働教育アクション21」の内容や、学校とNPO等との連携による教育活動の状況、学社連携の状況等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるためには,雇用や周産期・小児医療の問題など複合的な要因を考慮する必要がある。市町村等へのきめ細かな支援を行うとともに,各分野の担当の枠を越えて横断的に連携し,多方面からのアプローチを検討する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「や や遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

・目標指標等である「合計特殊出生率」の目標値と全国平均とのかい離の状況や、「従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数」の対象事業者全体に占める割合、「育児休業取得率(女性)」の実績値に係る明確な分析、取組み(母子・父子家庭への支援など)の具体的な成果等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

·子どもを安心して生み育てることができる環境づくりのためには,雇用や周産期·小児医療の問題など複合的な要因を考慮する必要がある。市町村等へのきめ細かな支援(子育て中の外出支援など)を行うとともに,各分野の担当の枠を越えて横断的に連携し,雇用等も含めた多方面からのアプローチを検討する必要があると考える。

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・「宮城県協働教育アクション21」の内容や、学校とNPO等との連携による教育活動の状況、学社連携の状況等を記載するなどし、施策の成果をできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

# □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

|政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「や や遅れている」とした県の評価は,妥当であると判断される。

·構成施策15については,目標指標等に実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが,施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策16については,不登校が重要課題であることを分かりやすく示す必要があると考える。また,高等学校で実施されている心の教育は特筆すべきよい取組みであり,県民に周知していくことも必要であると考える。
- ・構成施策17については,県立高校将来構想の推進に当たり,県としての方向性を明確に示すとともに,男女共学化の必要性や,学校評価により共学化の成果や課題を検証し改善を図ろうとしていることを今以上に県民にわかりやすく周知していく必要があると考える。また,学校評価の状況について,学校独自の周知活動だけではなく,各学校の状況をとりまとめて分かりやすく周知していく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「や や遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

・目標指標等に実績値や達成度が把握できないものが多く設定されているが, 施策の成果を分かり やすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また</u>、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・児童一人一人の学力向上や小学校から中学校への円滑な適応を図る教科担任制は,本施策の目的達成のための有効な手段のひとつであると考える。当該事業の廃止後の方向性についても明確に示す必要があると考える。

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ·不登校が重要課題であることを分かりやすく示すとともに,対応方針についてもできるだけ具体的に整理して示す必要があると考える。
- ・高等学校で実施されている心の教育は特筆すべきよい取組みであり, 県民に周知していくことも必要であると考える。

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u> お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県立高校将来構想の推進に当たっては、県としての方向性を明確に示すとともに、男女共学化の必要性や、学校評価により共学化の成果や課題を検証し課題を改善を図ろうとしていることを今以上に県民にわかりやすく周知していく必要があると考える。また、学校評価の状況について、学校独自の広報活動だけではなく、各学校の状況をとりまとめて分かりやすく周知していく必要があると考える。

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策25及び26については、設定されている目標指標等からは施策の成果が分かりにくいので、事業の成果等を具体的に記載するなどして、施策の成果をできるだけ分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

## 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ·構成施策25については, 高齢者の消費者被害未然防止に当たり, 地域包括支援センター等他の機関との連携を進めていく必要があると考える。
- ・構成施策26については、多文化共生社会の推進に向けた普及啓発に当たり、具体的に内容が見えるようなキーワードを用いるなどし、多文化共生社会推進計画の意義や内容を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

## 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等からは施策の成果が分かりにくいので、事業の成果等を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・高齢者の消費者被害の未然防止に当たっては、地域包括支援センター等他の機関との連携を進めていく必要があると考える。

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(概ね順調)

第2分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等からは施策の成果が分かりにくいので、事業の成果等を具体的に記載するなどし、施策の成果をできるだけ分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

·多文化共生社会の推進に向けた普及啓発に当たっては,具体的に内容が見えるようなキーワードを用いるなどし,多文化共生社会推進計画の意義や内容を県民に分かりやすく周知していく必要があると考える。

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

- ・構成施策27については, 県の機関の状況のみではなく, 社会経済情勢等として県内の二酸化炭素排出量など県全体の状況も具体的に踏まえて施策の成果(進捗状況)を評価する必要があると考える。
- ・構成施策28については、目標指標等「廃棄物リサイクル率」の算出方法に課題があり、廃棄物の種類ごとの比重を配慮してとらえていく必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ·構成施策27については, 県全体の二酸化炭素排出量を速報値により分析するなどして現況の把握·分析をタイムリーに行い, 社会経済情勢の急激な変動に速やかかつ積極的に対応していくことが必要であると考える。
- ・構成施策28については, 県が本施策を主体的に推進する上でどのような課題等があって, どのように対応していく方針なのかをできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。
- ・環境の分野においては、トレードオフ(複数の条件が同時に満たすことができないような二律背反的な関係)が多く存在するため、関係機関との連携を十分に図り、総合的に判断していく必要がある。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり,評価内容を検討する必要があると判断される。

·施策の成果(進捗状況)については, 県の機関の状況のみではなく, 県内の二酸化炭素排出量など県全体の状況も具体的に踏まえて評価する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・県全体の二酸化炭素排出量を速報値により分析するなどして現況の把握・分析をタイムリーに行い、社会経済情勢の急激な変動に速やかかつ積極的に対応していくことが必要であると考える。

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 (概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・目標指標等「廃棄物リサイクル率」については,算出方法に課題があるため,廃棄物の種類ごとの比重を配慮してとらえていく必要があると考えられる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容が次のとおり不十分で,県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

- ・統廃合や縮小する事業が多い状況の中で,事業構成を「現在のまま継続」するとした理由を明確に記載する必要があると考えられる。
- ・県が本施策を主体的に推進するためにどのような課題等があって、どのように対応していく方針なのかをできるだけ具体的に分かりやすく示す必要があると考える。

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境、生活環境の保全(概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・構成施策に設定されている目標指標等の項目や達成状況からは,施策の成果(進捗状況)を把握するのが困難であるため,全体的な成果を分かりやすく表す情報を示していく必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・構成施策の目標指標等「閉鎖性水域の水質(COD)」については,基準値(目標値)と実測値とに,また,課題と対応策(アカモクの藻場設置等)とに,かい離が見られる。設定された基準値にまで改善することが現実的に可能なのか,機械的に改善する意味があるのか,今後どのように対応していくべきなのかについて,理由づけを明確にしていく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: 概ね順調)

施策29 豊かな自然環境、生活環境の保全(概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

・設定されている目標指標等の項目や達成状況からは, 施策の成果(進捗状況)を把握するのが困難であるため, 施策の全体的な成果を分かりやすく表す情報を示していく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u> お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・目標指標等「閉鎖性水域の水質(COD)」については、基準値(目標値)と実測値とに、また、課題と対応策(アカモクの藻場設置等)とに、かい離が見られる。設定された基準値にまで改善することが現実的に可能なのか、機械的に改善する意味があるのか、今後どのように対応していくべきなのかについて、理由づけを明確にしていく必要があると考える。

|政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

·政策や施策の目的と構成施策に設定されている目標指標等や構成事業の成果との関連が分かりにくいので、各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載するなどし,政策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、<u>判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

·景観には自然·歴史·都市等さまざまな視点があるが,施策の構成事業を見ると,農山村地域以外への予算措置は皆無に近く,政策·施策の目的達成に直接結びつかないと考えられるものがある。特に本政策で取り組むべき,都市における景観の保全と整備の促進,美しい景観を生かした地域づくりの推進についても,どのような課題等があり,どのように対応していく方針なのかをできるだけ具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(概ね順調)

第3分科会	
-------	--

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

・施策の目的と目標指標等や構成事業の成果との関連が分かりにくいので,各年度の取組みの状況や成果を具体的に記載するなどし,施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果,iii 社会経済情勢等,iv事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

内容が次のとおり不十分で, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

·景観には自然·歴史·都市等さまざまな視点があるが,施策の構成事業を見ると,農山村地域以外への予算措置は皆無に近く,施策の目的達成に直接結びつかないと考えられるものがある。施策の目的を踏まえ,事業構成の方向性を検討する必要があると考える。

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの,政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。

・構成施策31については,設定されている目標指標等「県有建築物の耐震化率」及び「緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(完了率)」からは施策の成果が分かりにくいので,県有施設の状況のみではなく,市町村や民間の施設の耐震化率などにより,県全体,施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

・構成施策33については、設定されている目標指標等「自主防災組織の組織率」及び「防災リーダー研修受講者数」からは施策の成果が分かりにくい。特に居住地における防災体制の強化に重点がおかれているが、昼間の災害に対応するためには勤務先における防災体制の強化が必要であることに留意し、施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

※県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定をお願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</u>

## □県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ・構成施策31については、耐震化の推進という方向性は適切であるが、耐震化の必要不可欠な箇所を対象とする事業を優先するなど、事業の優先順位を検討する必要があると考える。また、本施策を効率的・効果的に進めるためには、システムの汎用化や、他の施設管理者等とのコーディネーションを図ることが重要であり、積極的に国や市町村等との連携を深めていく必要があると考える。
- ・構成施策33については、地域ぐるみの防災体制の充実を図るためには、住民や防災リーダー等の 高齢化を踏まえた取組みを進めて行く必要があると考える。また、居住地(夜間対応)のみではなく、勤 務先(昼間対応)を想定した防災体制の充実を図ることが重要であり、積極的に市町村や企業等と の連携を深めていく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成政策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は. 妥当であると判断される。

·設定されている目標指標等「県有建築物の耐震化率」及び「緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(完了率)」からは施策の成果が分かりにくいので,県有施設の状況のみではなく,市町村や民間の施設の耐震化率などにより,県全体,施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

- ·耐震化の推進という方向性は適切であるが,耐震化の必要不可欠な箇所を対象とする事業を優先するなど,事業の優先順位を検討する必要があると考える。
- ・本施策を効率的・効果的に進めるためには、システムの汎用化や、他の施設管理者等とのコーディネーションを図ることが重要であり、積極的に国や市町村等との連携を深めていく必要があると考える。

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり,施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は,妥当であると判断される。特にハード対策のみによる対策は財政的に困難であるから,ソフト対策を効果的に組合せて減災を図る姿勢は評価できる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## □県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(概ね順調)

第3分科会

## □県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

適切

概ね適切)

要検討

※〇印を付けてください。

### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの, 施策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

·設定されている目標指標等「自主防災組織の組織率」及び「防災リーダー研修受講者数」からは施策の成果が分かりにくい。現在の施策は居住地を基準とするが、これは夜間の対策になっても昼間の対策にはならないから、勤務先の防災体制の状況などを含めて、施策全体の成果を分かりやすく示していく必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について,評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか判断いただき,<u>判定を</u>お願いします。また,そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

## 口県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

※〇印を付けてください。

#### 【判定理由】

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・地域ぐるみの防災体制の充実を図るためには,住民や防災リーダーの高齢化を踏まえた取組みを進めて行く必要があると考える。また,居住地(夜間対応)のみではなく,勤務先(昼間対応)を想定した防災体制の充実を図ることが重要であり,積極的に市町村や企業等との連携を深めていく必要があると考える。